

## 1 開会

## 2 委嘱状の交付

## 3 市長挨拶

## 4 出席者の紹介（委員・事務局等）

### (1) 北広島市子どもの権利推進委員会委員 (敬称略)

福 与 春 美	人権擁護委員
只 石 智 子	主任児童委員
堀 允 千	児童養護施設 天使の園 (児童指導員)
斉 藤 圭 美	北広島市しょうがい児者を持つ親の会 (副会長)
大 西 二 生	北広島市小中学校校長会 (広葉中学校長)
中 川 幹 彦	北広島市小中学校教頭会 (北の台小学校教頭)
新 見 大 陸	北広島市PTA連合会 (会長)
渡 辺 憲 介	学識経験者 (東北福祉大学兼任講師)
矢 崎 美 香	公募委員
杉 村 恵利子	公募委員

### (2) 事務局

所 属	役 職	氏 名
保健福祉部	部 長	木 下 信 司
	次 長	徳 村 政 昭
保健福祉部児童家庭課	課 長	仲 野 邦 廣
	主 査	富 田 英 禎
	主 任	笠 井 衛
	主 事	菅 勇 介
	相 談 員	岩 瀬 順 子

《連絡先》  
北広島市 保健福祉部 児童家庭課  
〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1  
TEL 011-372-3311 (内線615) / FAX 011-373-6805  
E-mail jidou@city.kitahiroshima.hokkaido.jp  
相談直通電話 011-372-6200 (平日 10:30~17:00)

## 5 会長・副会長の選出

会長 \_\_\_\_\_

副会長 \_\_\_\_\_

○北広島市子どもの権利条例施行規則（平成 24 年 6 月 28 日規則第 31 号）【抄】

（推進委員会の会長及び副会長）

第 15 条 推進委員会に会長及び副会長 1 人を置き、推進委員の互選によってこれを定めます。

2 推進委員会の会長(次項及び次条から第 17 条までにおいて「会長」といいます。)は、推進委員会を代表し、推進委員会の会務を総理します。

3 推進委員会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

## 6 会長挨拶

## 7 諮問

## 8 会議の公開について

会議については、北広島市情報公開条例第 20 条に基づき、原則公開といたしたい。

○北広島市情報公開条例（平成 11 年 3 月 24 日条例第 2 号）【抄】

（目的）

第 1 条 この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する情報についての市民の知る権利を保障し、市政の諸活動について説明する責任を全うするとともに、市民参加の促進とより公正で開かれた市政を実現し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に寄与することを目的とする。

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、市政に関する情報についての市民の知る権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の公開その他の事務を迅速に処理する等、この条例により公文書の公開を求めるものの利便に配慮しなければならない。

（会議の公開）

第 20 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、不服申立ての審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

## 9 会議録署名委員について

---

## 10 北広島市子どもの権利推進委員会の活動内容

### 条例第26条第2項

○北広島市子どもの権利条例（平成24年6月28日条例第23号）【抄】

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの権利の保障について必要な事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

（子どもの権利推進委員会の設置）

第26条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、北広島市子どもの権利推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を置きます。

2 推進委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関し自ら必要と認めるものについて、市長に意見を申し出ることができます。

(1) 推進計画の策定又は変更に関すること。

(2) 子どもの権利に関する施策の実施に関すること。

3 推進委員会は、委員10人以内で組織します。

4 推進委員会の委員(以下「推進委員」といいます。)は、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者及び公募に応じた市民のうちから市長が委嘱します。

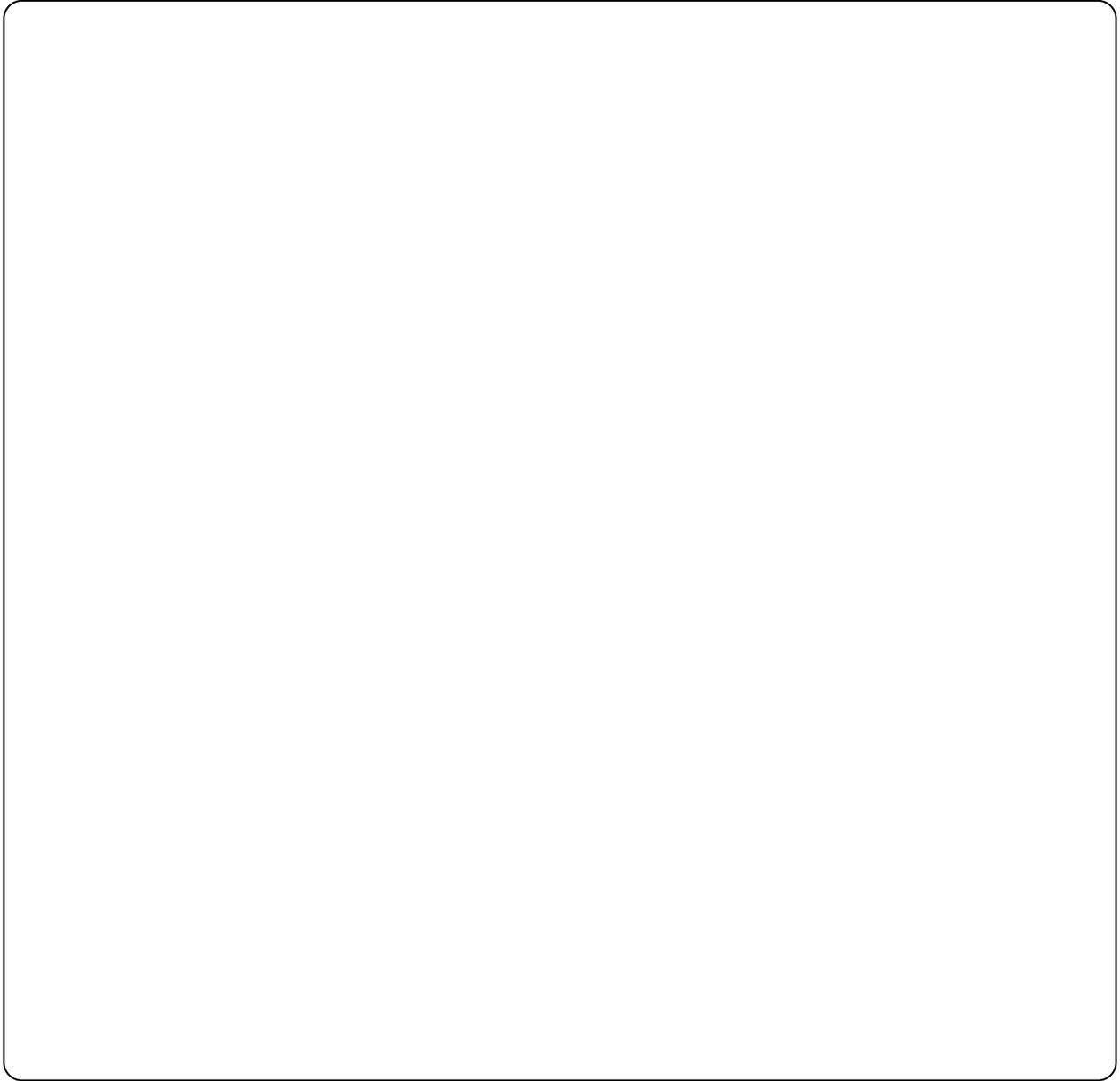
5 推進委員の任期は、3年とします。ただし、推進委員が欠けた場合における補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、規則で定めます。

## **11 その他**

【メモ】



## **12 閉会**